

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 技術審査官 たかまつ たつろう
高松 達朗

1. はじめに

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。本稿では、令和4年9月現在の建設業における墜落・転落防止対策の充実強化の方向性等について紹介します。

2. 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害は、長期的には大きく減少していますが、今なお年間約300人が死亡し、15,000人以上が休業4日以上の死傷をしています。その中でも、墜落・転落による災害は、死亡者数の約4割、休業4日以上の死傷者数の約3割を占めています（図-1～4）。

建設業の墜落・転落災害の防止対策について

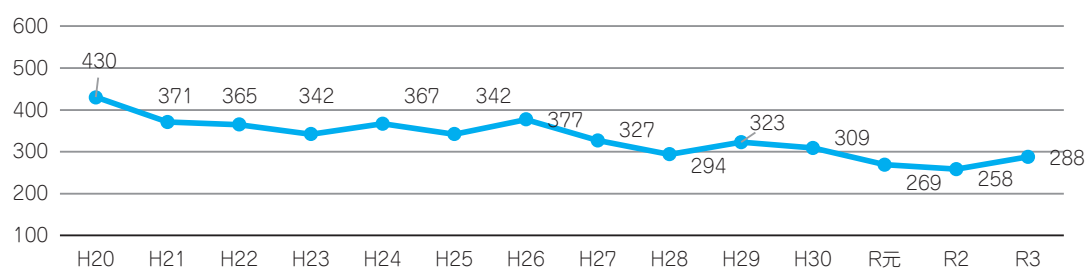


図-1 建設業における死亡災害発生状況

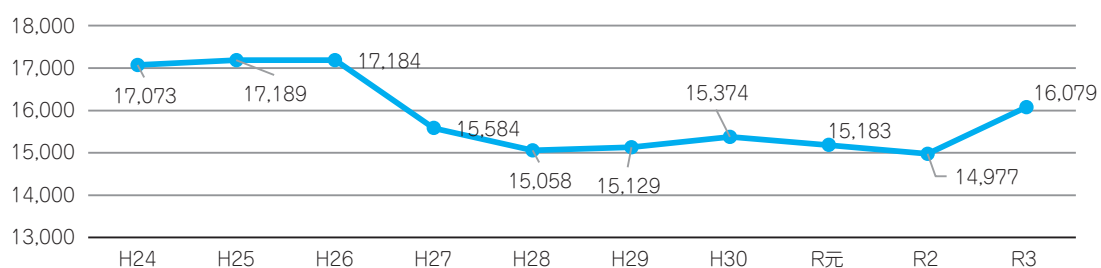


図-2 建設業における休業4日以上の死傷災害発生状況

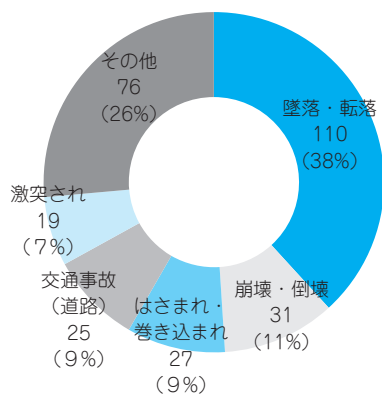


図-3 建設業における死亡災害の型別内訳(令和3年)

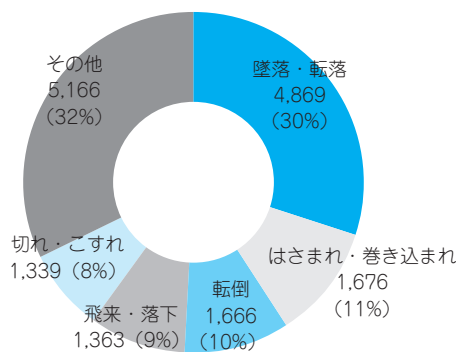


図-4 建設業における休業4日以上死傷災害の型別内訳(令和3年)

は、フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務化など充実を図ってきました。このような取組もあって、墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にあります。

しかしながら、建設工場の現場においては今なお墜落・転落による死亡者が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっています。

厚生労働省では、労働災害を減少させるために、国や事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13次労働災害防止計画」において、建設業における墜落・転落防止対策を重点施策に位置付けています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、専門家や建設現場の安全に精通した者からなる「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催し、近年の墜落・転落災害の発生状況等を分析・評価した上で、墜落・

転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討しました。同会合については、平成30年5月から令和4年9月まで計7回開催したところです。

3. 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」での議論

標記会合では、まず、建設業における墜落・転落による死亡災害の詳細な発生状況を確認しました。具体的には、平成27～28年発生の災害と令和元～3年発生の災害で、被災者がどこから墜落したかを集計しました。

その結果、集計期間にかかわらず、屋根・屋上等の端・開口部からの墜落が約3割、足場からの墜落が約2割、その他の箇所からの墜落が約5割といった傾向は同様でした。一方、近年の死亡災害は、はしご・脚立からの墜落によるものが増加しており、平成27～28年では墜落・転落による死亡者の6.5%でしたが、令和元～3年では10.5%でした(図-5)。

これらの傾向から、本会合での議題は、①屋根・屋上等の端等からの墜落防止対策、②足場の通常作業中の墜落防止対策、③足場の組立・解体中の墜落防止対策とし、それぞれについて講ずべき対策を検討しました。

4. 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」取りまとめの内容

(1) 屋根・屋上等の端等からの墜落防止対策

屋根・屋上等からの墜落災害は、その内容を見ると、作業床の端における手すり等の設置や、要求性能墜落制止用器具の使用等、法令で規定された墜落防止措置が講じられていないものが多く認められました。また、これら災害の実態把握のため、平成30年12月にこうした災害が多い瓦工事、防水工事、板金工事の業界団体等からヒアリングを行ったところ、小規模事業場ではノウハウ

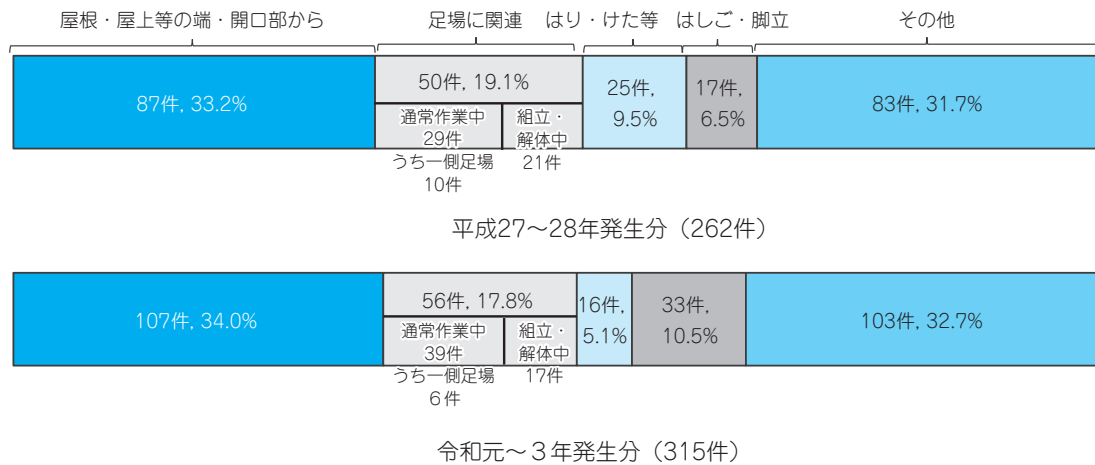


図-5 本会合で参考にした墜落・転落災害の墜落箇所別集計

や工費の不足などで、親綱支柱の設置などの法令上の墜落防止措置が不十分であることが分かりました。

これらのことから、今後、屋根上等での作業中の墜落防止対策を行うに当たっての留意事項を分かりやすくまとめたマニュアルの作成が必要です。このマニュアルには、近年増加傾向にあるはしご・脚立からの墜落防止対策や、最新の木造家屋建築工事の墜落防止対策等を盛り込むことが必要であると言えます。

(2) 足場の通常作業中の墜落防止対策

足場での通常作業中の墜落・転落災害の詳細を見ると、墜落箇所には手すりや中さんが設置されておらず、バランスを崩して作業床から墜落した災害等が多く見られたところです。これとともに、手すりの上から身を乗り出している作業中、バランスを崩して墜落したケースもありました。

災害発生事業場では、労働安全衛生規則で義務付けられている作業開始前又は組立て等後の足場の点検が行われていない状況が散見されました。

また、主に狭あいな場所に設置される一側足場については、手すり等が片側にしか設置できず、労働安全衛生規則に定める手すり等の設置規定は適用されておきませんが、当該足場上からの墜落・転落災害もありました。

これらのことから、足場の通常作業中の墜落防

止対策としては、手すりや中さん等を設置しないまま又は取り外したまま作業を行うことを防ぐため、足場の点検を確実に実施するためとして、点検者をあらかじめ指名すること等が必要です。また、十分なスペースがある場合には法令上手すり等の設置義務がある本足場の使用を原則とし、一側足場の使用範囲の明確化を行うことが必要です。

(3) 足場の組立・解体中の墜落防止対策

足場の組立・解体作業での墜落・転落災害の詳細を見ると、手すり等の設置がない中で、固定されていない足場部材等とともに墜落した災害、墜落制止器具のフックを親綱に掛けておらず墜落した災害等がありました。

足場の組立・解体作業は、手すり等の部材を外す工程など、墜落・転落災害等のリスクが大きい作業であることから、正しい作業手順での作業を実施することが重要であり、作業手順の遵守の徹底を図るべきであると言えます。

併せて、足場の組立時に床材より先に手すりを組み立てる「手すり先行工法」は、足場の組立・解体中の墜落防止に有効であるので、「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容を充実させ、親綱支柱の強度基準など、最新の足場部材の安全基準などを盛り込むとともに、より一層の普及と周知・指導とそのフォローを行う必要があります。